

社会福祉法人ひじり会

認知症対応型共同生活介護事業、介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 ひじり会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 本事業所の名称はグループホームさくら館とする。

本事業所の所在地は福岡県久留米市田主丸町豊城1751とする。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名 (常勤で兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

② 計画作成担当者 1名以上 (常勤で兼務、1人の場合は介護支援専門員)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 10名以上

介護職員は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は18名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。

(短期利用共同生活介護)

第9条 本事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は、一の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が介護計画を作成することとし、当該介護計画に従いサービスを提供する。

(利用料等)

第10条 本事業所提供する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、法定代理受領分である場合は介護報酬の告示上の額の内、当該利用者の負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。（医療連携加算含む）。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- ① 家賃（部屋代） 1,400円/日

- ② 食費（おやつ込み） 1, 380円/日
(朝 380円、昼 500円、夕 500円)
- ③ 水道光熱費 350円/日
- ④ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

2 月の中途における入居または退居については日割り計算とする。

3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2及び要介護1から5であって認知症の状態にあり、かつ次の各号の満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ④ おおむね身近の自立ができていないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

4 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(医療連携・健康管理)

第15条 本事業所の従業者は、協力医療機関等と連携し、常に利用者の健康の状況に注意

し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じる。

(衛生管理)

第16条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じて保健所等の助言・指導を求めるものとし、従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第17条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第18条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待の防止に関する事項)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

第20条 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについては、説明及び同意を得て、実施していく。

(運営推進会議)

第21条 事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第22条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修

採用後1ヶ月以内

② 経験に応じた研修 随時

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、社会福祉法人ひじり会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

平成18年10月19日(届出)平成18年11月1日より一部改正する。

平成21年9月28日(届出)平成21年10月1日より一部改正する。

平成30年9月 7日(届出)平成30年 9月1日より一部改正する。

令和 3年4月1日より一部改正する。

令和 6年5月29日(届出)令和6年 6月1日より一部改正する。